



自社(組織)の課題を  
デジタル技術やデータを活用して解決しませんか?

# DX実践道場 参加者募集!



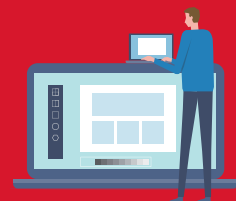
全40者限定

幅広い業種に  
対応可

参加費無料

(ただし、ITツール等の導入のために  
生じる費用は別途発生します)

- ▶ 補助金やITツールの活用などの4種勉強会を実施し、DX実践に向けた不安解消を最大限サポート
- ▶ 自社の課題や取組状況に応じて、経験豊富で多彩な専門家が最大6ヶ月程度の伴走支援を実施



## 初級 DXにまだ取り組めていない者

1. DXに取り組むための基本からサポート
  - 1. DXの始め方やメリットを一から分かりやすく学べます!
  - 2. 自社の問題や課題を見つける方法が学べます!
  - 3. DXに役立つツール等の使い方をハンズオンで体験できます!
2. DXの専門家が丁寧な伴走支援を実施
  - 1. 自社の課題を可視化し、ベストな解決策をご提案します!
  - 2. 無料ツールの導入を含め、DXの効果を体感いただきながらDX実践を丁寧にサポートします!

## 中級 DXに着手したが、上手くいっていない者

- 失敗原因や課題を徹底的に洗い出し、解決に向けてサポート
1. 上手くいかない理由や課題を専門家が一緒に見つけます!
  2. これまでの成功事例や失敗事例を徹底的に分析し、成果を上げるための改善策をご提案します!

## 上級 DXの更なるステップアップにチャレンジしたい者

- 多彩な専門家がDXの進化をサポート
1. 多彩な専門家によるサポートを受けながら、アイデアやビジネスを実際に試行できます!
  2. 最新のトレンドや実データを分析し、更なる改善策をご提案します!

DX実践道場の詳細は裏面をご覧ください。

### 選考スケジュール

2023年6月20日~7月下旬まで

(上記期間中に、別途事前ヒアリングを実施させていただきます)

### 申込方法

- オンライン 右記のQRコードから
- 電話 082-563-5009 (土日祝日を除く平日の10時~17時)
- メール dx.hiroshima@gmail.com

※特定地域枠は、電話もしくは、メールでお申し込み下さい。



# DX実践道場の概要

## ■ スケジュール (予定)

2023年8月～

2024年3月



4種類の勉強会により、スキル・知識を習得

DX専門のコンサルタントが直接サポート。現状把握からDX計画策定、DX導入までを伴走支援 (平均6回の打ち合わせを想定)

道場の成果を発表

## 主な活動内容

### 1 勉強会の実施

- ・ITツール勉強会：ペーパーレスや勤怠管理ツールなどをご紹介
- ・ITツールハンズオン勉強会：実際にツールを体験して頂ける勉強会
- ・補助金勉強会：国および県の補助金利用に関する勉強会
- ・DXビジョン策定・課題抽出：デザイン思考を活用したワークショップを開催

### 2 伴走支援の実施

- ・現状把握、課題整理 ・DX実行計画の策定 ・実践支援

### 3 成果発表会の実施

- ・令和6年3月に行う第2回経営者セミナーにおいて取組の成果を発表

### 課題

- ・バックオフィス系業務 (勤怠管理、人事労務、経理財務、顧客管理など) の効率化・最適化
- ・フロントオフィス系業務 (予約受注、営業、問い合わせ対応、窓口受付など) の効率化・最適化
- ・データを活用した業務全体の高度化・効率化 など

## 募集方法

自社や地域の実情を踏まえ、1、2いずれかの枠でご参加ください。

※それぞれの枠で重複した応募はできません。

- 1 「**全県枠**」／伴走支援を希望する民間事業者を広く公募する
- 2 「**特定地域枠**」／地域の支援機関が代表者となり、当該支援機関が活動する地域の民間事業者と組成したコンソーシアムを公募する

※申込方法は表面をご覧ください。

## 選定方法

「**取組意欲**」や「**実施体制**」、「**有効性**」、「**波及効果**」等を踏まえ、業種や従業員規模、地域、取組課題を勘案し、参加対象事業者を選定

## 募集事業者数

全40者限定 (全県枠と特定地域枠の合計)

## 参加資格

- 1 県内に事業所<sup>\*1</sup>があり、中小・小規模事業者であること。  
※1 県内に本社・本店の有無に関わらない
- 2 DXに関して、経営者は必要性や期待感・危機感を抱いているが、DXに取り組むきっかけを本道場に参加して掴みたいと思っていること。
- 3 本事業期間中に開催される各種イベントの参加や参加者同士の交流が可能であること。
- 4 事業実施期間中や終了後も、県に対して、自社のDXの取組内容や効果等について情報提供が可能であること。
- 5 広島県暴力団排除条例 (平成22年広島県条例第37号) 第2条第3号に規定する暴力団員等または第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他風俗上好ましくない事業を行っていないこと。
- 7 広島県の県税を滞納していないこと。

《特定地域枠のみ》

- 8 県内の支援機関<sup>\*2</sup>が代表者となり、域内の中小企業等とコンソーシアムを組成していること。  
※2 支援機関：商工会や商工会議所、金融機関、税理士、中小企業診断士など、経営支援に携わっている者

詳細は特設ホームページに随時掲載しますので、ご確認ください。

URL: <https://dx-hiroshima.jp/dx/>

